郡山市ペットボトル水平リサイクル事業仕様書

Ⅰ　総則

１　事　業　名　　ペットボトル水平リサイクル「ボトルｔｏボトル」事業

２　事業の目的　　郡山市では、市内の家庭から排出される使用済みペットボトルを収集・中間処理（選別・圧縮・梱包）している。

中間処理したペットボトルは、現在公益財団法人容器包装リサイクル協会を通してリサイクルを行っているが、リサイクル方法が選択できない状況にある。

このことから、本市としては独自のルートでペットボトルを国内で持続可能な資源循環をすることと、新たな石油資源の使用削減によるCO_2排出抑制効果が期待できるペットボトル水平リサイクルの導入を目的とする。

また、事業者の持つ幅広い経験や知識を活用した環境学習や啓発事業を通じて、環境負荷低減に関する市民意識の向上へつなげることも目指す。

３　事業期間　令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで

Ⅱ　ペットボトル水平リサイクル業務

１　引取場所　郡山市富久山クリーンセンターリサイクルプラザ
郡山市富久山町福原字北畑　地内

２　業務内容

市から買い受けた使用済みペットボトルを、受注者の責任において、日本国内において、単独または飲料メーカーと連携し、ペットボトル再生品にリサイクルする。

ア　引き渡し品

引渡場所において中間処理（選別・圧縮・梱包）したペットボトルベール品

イ　年間予定数量

約 700ｔ（±20％程度の増減あり）

ウ　取引数量の決定

富久山クリーンセンター計量設備による計量値を取引数量とする。

※計量器寸法：3m×10.5m　最大重量：30t

エ　取引方法

（ア）引渡しは場内渡しとする。

（イ）荷積みは本市所有の重機を使用し受注者が実施すること。

（ウ）月ごとの取引数量は本市の係員と協議の上決定する。

（エ）必要に応じて代替えのパレットを準備すること。

（オ）運搬車両は、場内での積み込み作業が可能で、計量器で計量可能な車両とすること。

オ　引き取り時間

（ア）月曜日から金曜日までの開所時間内（センター休業日を除く。）

（イ）計量業務は、原則として８時30分から16時00分までとする。

カ　ペットボトルベール品の寸法等

（ア）ベール寸法　Ａ品：100×140×100cm　重量　約 190 kg

Ｂ品：40×60×30cm　重量　約 16 kg

（イ）結束材　　PP バンド

（ウ）品　質　　令和７年度ペットボトル分別基準適合物品質検査　判定Ａランク

令和６年度ペットボトル分別基準適合物品質検査　判定Ａランク

3 残渣処理

（1） 再資源化の過程において発生する残渣・異物については、受注者の責任において適正に処理すること。

（2）残渣処理に係る費用は、受注者の負担とする。また、その処理にあたっては、関係法令を遵守すること。

4　代金の納入

引渡物品に係る代金の納入は、その月の初日から月末までの１か月分の合計金額を、当該月の翌月発注者の請求により指定された口座に、請求日から 30 日以内に振り込むものとする。ただし、合計金額の１円未満の端数は切り捨てるものとする。

5　リサイクル水準

（1）日本国内において、ペットボトルの再商品化を実施すること。自社でペットボトル製造ができない場合は、ペットボトル製造事業者等へ引渡し再商品化を行うことも可能であるが、最終的にペットボトルに再商品化されていることが確認できる書類を提出すること。

（2）ペットボトルベールの運搬、再生樹脂生産、ペットボトル成形、製品化に至る一連の工程で、生活環境に悪影響を与えず、持続可能な体制で国内資源循環を図るペットボトル水平リサイクルのルートを構築すること。

（3）熱や電気の使用によるプロセスコストを抑え、石油由来のペットボトルと比較し生産過程で排出される二酸化炭素排出量を低減すること。

（4）適切な製造品管理を行い、ペットボトル用途として資源循環させること。また、再商品化されたペットボトルは一定の品質が保証されていること。

（5）残渣について、他用途への再生ルートや廃棄物として適切に処理するルートを確保すること。

6　モニタリング

ペットボトル水平リサイクル事業全体のモニタリングを行う場合があるので、本市が提出を求めた場合には、随時資料提供に協力すること。

Ⅲ　環境学習や啓発事業

協定締結事業者の持つ幅広い経験や知識を活用した環境学習や啓発事業を通じて、環境負荷低減に関する市民意識の向上へつなげる。

実施する内容については、企画提案書の内容に基づき、協議の上決定する。

Ⅳ　その他

本仕様書等に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、両者協議の上決定するものとする。